

# 鳥取県公報

毎週火・金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目 次

- ◇告示 土地改良区役員就任  
土地改良区役員の名の訂正  
建設業者の登録  
建設業者の更新登録  
土地の立入り測量及び物件調査  
医療機関の指定  
臨時種畜検査の実施  
牛のピロプラズマ病の検査
- ◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所  
の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇正誤 昭和三十四年五月十四日付鳥取県告示第二百六十号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、福吉土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理 事	西村 音造	倉吉市福吉町二丁目
井中 金藏	井中 金藏	井中 金藏
長石 乙吉	長石 乙吉	長石 乙吉
坂根 虎藏	坂根 虎藏	坂根 虎藏
森下浅太郎	森下浅太郎	森下浅太郎
田村 惣市	田村 惣市	田村 惣市
山田 高市	山田 高市	山田 高市
大川市太郎	大川市太郎	大川市太郎
岸下義太郎	岸下義太郎	岸下義太郎
浦川 実藏	浦川 実藏	浦川 実藏
西川 岩松	西川 岩松	西川 岩松
坂本 武男	坂本 武男	坂本 武男
田村 次郎	田村 次郎	田村 次郎
監 事		

昭和三十四年五月十六日設立総会において総選挙の結果  
果当選し、五月二十三日就任、任期二年。

鳥取県告示第三百五十五号

志津土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	氏 名
倉吉市志津	小林 章人
尾崎 虎造	尾崎 虎蔵

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(ほ)第五四五号

昭三四、三、四

株式会社小林組

鳥取市行徳一八四

小林 菊造

第五四六号

三、九

今 鳥 建 設

八頭郡家町大字万代寺一三六

今 鳥 菊 雄

第五四七号

三、九

杉 本 組

東伯郡東伯町大字下伊勢

杉 本 初 藏

第五四八号

三、一二

石田建設工業所

倉吉市瀬崎町二六四の一

石 田 重 富

第五四九号

三、二八

近 藤 組

気高郡気高町大字勝見

近 藤 栄

鳥取県告示第三百五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(ほ)第二四三号

昭三四、二、一三

前 田 組

西伯郡大山町大字中高三九一

前 田 金 義

第五五〇号

四、一四

倉吉建設株式会社

倉吉市宮川町一三一

石 田 正 一

第五五一号

四、一四

三朝建設株式会社

東伯郡三朝町大字本泉

谷 本 順 一

第五五二号

四、二三

木 村 建 設

鳥取市国安

木 村 寿 男

第五五三号

四、二三

河 村 組

八頭郡智頭町大字新見二〇九

河 村 脩

第五五四号

四、二三

藤原建設有限公司

米子市道笑町二丁目一九

藤 原 福 徳

第五五五号

四、二三

伯耆鑿泉管工業所

東伯郡東伯町浦安一五四

小 豆 沢 敏

第五五六号

五、一八

馬 田 建 設

西伯郡大山町大字坊領二八九

馬 田 達 夫

第五五七号

五、一八

有限会社佐治土建

八頭郡佐治村大字古市

福 田 信 義

第五五八号

五、一八

福本工務店

岩美郡岩美町大字岩本

福 本 芳 治

第五五九号

五、一八

有限会社今田組

日野郡日南町大字多里

今 田 金 治

第五六〇号

五、二九

大 西 組

気高郡青谷町四九九

大 西 登

第四五三号	三、二三	竹内建設	八頭郡家町大字久能寺	竹内 義国
第二五一号	三、一九	田野組	鳥取市南本寺町五八	田野 秀吉
第二五二号	三、二八	有限会社沢田組	今町二丁目六九	沢田松次郎
第三七一号	三、一七	松本組	下味野二五ノ二	松本 竜蔵
第二五六号	三、三〇	小川建設	八頭郡船岡町上野二二	小川 市藏
第三七二号	三、一七	昌立建設株式会社	智頭町智頭	長谷 茂
第二〇九号	三、九	松本組	日野郡根雨町下榎二一〇の二	松本 政一
第四五四号	四、一五	協和建設有限会社	西伯郡西伯町法勝寺	谷田 晃
第四五五号	四、二五	木村組	中山町東積三六一	佐伯 武寿
第二五七号	四、二一	川端組	日野町江府町小江尾	川端 勇雄
第四五六号	五、二	西山建設	西伯郡名和町字押平	西山万治郎
第四五七号	五、一六	坂田組	大山町神原	坂田 幾松
第二一五号	五、八	中野組	岩美郡国府町大字下麻生	中野 義晴
第四五八号	五、一六	株式会社沢田商会	鳥取市今町二丁目	沢田 武二

鳥取県告示第三百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第一項の規定により、次の区域に立ち入り、測量及び

物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者 建設大臣
- 二 事業の種類 1 一級国道九号線湖山改築工事  
2 一級国道九号線酒ノ津舗装新設工  
事

三 立ち入ろうとする土地の区域

- 1 鳥取市伏野
  - 2 気高郡気高町大字酒ノ津
- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和三十四年六月十日から昭和三十四  
年九月三十日まで

鳥取県告示第三百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六  
条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事	石 破 二 朗
指定年月日	名 称
昭和三十四年六月十一日	小松 医院
	鳥取市今町一丁 鳥取保健所 目七十四番地

鳥取県告示第三百六十号

地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

期 日	郡 市 町 村	検 査 地 場 所	家畜の 種類
七月十一日午前九時	米子市	勝田町 米子家 畜市場	和牛
十三日	東伯郡	東伯町 浦安	"
十七日	倉吉市	東町 倉吉	"
三十一日	八頭郡	船岡町 船岡	"
八月 四日	鳥取市	古海 古海	"
四日午後一時	気高郡	気高町 浜村	"

鳥取県告示第三百六十一号

次のようにピロプラズマ病の検査を実施するから、家  
畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六  
条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけること

を命ずる。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

血液塗まつ検査

別表

実施月日	実施区域	実施場所
六月二十二日	日野郡日南町多里	多里家畜検診所
二十三日	日野上	日野上
二十四日	山上	山上
二十五日	石見	石見
二十六日	福栄	福栄

二十七日 " " 大宮 大宮

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

#### 鳥取県公安委員会規則第五号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二 鳥取県郡家警察署の項中

一〇	八頭村安井	八頭村大字安井宿	八頭村のうち 大字目下部、安井宿、新興寺、小別府
一二	才代	大字才代	大字横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、鍛冶屋、三山口、清徳、柿原、佐崎、奥野、茂谷、三浦
一二	丹比村徳丸	丹比村大字徳丸	丹比村のうち 大字重枝、徳丸、南、島
一三	富枝	大字富枝	大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗谷、横地、妻鹿野、中

一〇	八東町安井	八東町大字安井宿	八東町のうち 大字目下部、安井宿、新興寺、小別府
一一	才代	大字才代	大字横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、鍛冶屋、三山口、清徳、柿原、佐崎、奥野、茂谷、三浦
一二	徳丸	大字徳丸	大字重枝、徳丸、南、島
一三	富枝	大字富枝	大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗谷、横地、妻鹿野、中

に改め、

同表 鳥取県黒坂警察署の項中

を

一署	詰	黒坂町	黒坂町
二 根雨町本郷巡査駐在所	根雨町大字本郷	根雨町のうち大字別所、小原、野田、津地、本郷、安原、下榎、榎市	大字三土、根雨 大字根雨の一部
三 上町	上町	大字板井原、金持、具原、三谷、舟場	大字板井原、金持、具原、三谷、舟場 大字根雨の一部
四 中町	下町	大字根雨の一部	大字根雨の一部
一署	詰	日野町大字黒坂	日野町のうち大字黒坂、下黒坂、上菅、中菅、下菅、小河内、福長、久住
二 日野町本郷巡査駐在所	大字本郷	大字別所、小原、野田、津地、本郷、安原、下榎、榎市	大字根雨の一部
三 上町	大字根雨	濁谷、門谷、三土、秋縄	大字根雨の一部
四 中町		板井原、金持、具原、三谷、舟場、高尾	大字根雨の一部

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、八東町にかかる改正部分は昭和三十四年五月十五日から、日野町かかる改正部

分は昭和三十四年五月一日からそれぞれ適用する。

正 誤

昭和三十四年五月十四日付鳥取県告示第二百六十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

- |      |                        |                       |
|------|------------------------|-----------------------|
| 16 頁 | 行徳 字善右門田               | 行徳 字善右門田              |
| 27   | 丸山町 自一一一番の二<br>至一一四番の二 | 丸山町 自二一番の二<br>至二四番の二  |
| 32   | 並びにこれに伴う道路水路等国有者の全部    | 並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部   |
| 33   | 下横町 五番の二(一部)           | 下横町 五番の二(一部)          |
| 38   | 茶町 六三番の五(一部)           | 茶町 六三番の五(一部)          |
| 42   | 藪片原町 自四一番の九<br>至六二番の七  | 藪片原町 自四一番の九<br>至六二番の七 |
| 45   | 川土地地区画整理地区)            | 川土地地区画整理地区)           |